

仕 様 書

1 車種

ステーションワゴン（ハイブリッド車。SUVを含む。寒冷地仕様）

ホンダ V E Z E L（本田技研工業株式会社）

その他項目3の規格を満たす同等車種

なお、同等車種で見積もる場合は、事前にカタログ等を持参し、担当課に確認の上、同等・規格確認書を受け取り、入札時に担当課へ提出すること）

2 年式

令和7年式以降

3 規格

- | | |
|-------------|---|
| (1) 総排気量 | 1, 400cc以上 |
| (2) 全長 | 4, 350mm以下 |
| (3) 全幅 | 1, 800mm以下 |
| (4) 全高 | 1, 700mm以下 |
| (5) 最低地上高 | 170mm以上 |
| (6) 荷室スペース | 澤藤電機株式会社製のエンゲル電気冷蔵庫
MT45F-D1D-P（幅750mm×奥行375mm×高さ520mm、
蓋解放時高さ最大990mm）（以下、「冷蔵庫」という。）
を積載でき、運用に支障がない高さ（概ね800mm以上）の荷室スペースを有すること。 |
| (7) 乗車定員 | 5名 |
| (8) 駆動形式 | 4WD |
| (9) ミッション形式 | オートマチック |
| (10) 色 | 指定なし |
| (11) 環境対応 | 平成17年基準排出ガス75%低減レベル適合かつ
令和2年度燃費基準20%超過レベル以上を達成している自動車 |

4 装備

- (1) アンチロック・ブレーキシステム（ABS）
- (2) 衝突軽減ブレーキ（CMBS）
- (3) エアバック（運転・助手席）
- (4) オートエアコン
- (5) パワーステアリング
- (6) パワーウィンドウ
- (7) カーナビゲーションシステム（組込み式、純正品又は同等以上の性能・機能を有するもの、TV無し）
- (8) バックモニター
- (9) スノーブレード
- (10) 夏タイヤ及びスタッドレスタイヤ（ホイール付、各4本）
- (11) スペアタイヤ（ホイール付き1本）またはパンク修理キット
- (12) リモートエンジンスターター
- (13) スペアキー1個
- (14) フロアマット

- (15) サイドバイザー
- (16) 電動格納式リモコンミラー
- (17) 後部座席プライバシーガラス
- (18) 電源ソケット
- (19) ラゲージソフトトレイ（幅 790mm×奥行 490mm 以上の大きさのもので、冷蔵庫の下に敷き、滑り止めとなること）
- (20) 標準工具一式

5 借受け台数

1 台

6 契約期間

令和 7 年 10 月 1 日から令和 12 年 9 月 30 日までの 5 年（60 か月）間
ただし、契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、この契約に係る歳出予算について削除または減額があった場合は、この契約を解除することがある。

7 保険加入等

- (1) 当該車両の自動車損害賠償責任保険については、受注契約者の負担とする。
- (2) 受注契約者は、以下の任意保険（年齢無制限）に加入しなければならない。
 - ア 対人保険 無制限
 - イ 対物保険 無制限（免責額なし）
 - ウ 搭乗者保険又は人身傷害保険 1 名につき、1,000 万円以上
 - エ 自損事故傷害 1 名につき、1,000 万円以上
 - オ 無保険車傷害 1 名につき、20,000 万円以上
 - カ 車両保険 時価（免責額なし）
自損、盗難等においても札幌市の負担が一切ないもの（全損の場合を含む）。
 - キ 交通事故賠償関係示談サービス付
 - ク 公用車割引、フリート付きのこと
 - ケ 代車提供特約付きのこと

8 維持管理等

- (1) 登録に要する経費（車庫証明）、定期点検（オイル・オイルフィルター交換含む）・車検費用一式（法定費用、諸経費含む）及び故障修理の費用は受注契約者の負担とする。ただし、事故による修理についてはこの限りではない。
- (2) 車検、定期点検、故障・事故修理及び車両の盗難等により、当該車両が使用できない期間は、同等の代替車両を用意すること。
ただし、事故による修理の場合は、保険による代替車両を用意すること。
- (3) 車両維持管理に要する経費のうち、燃料費、洗車、ワックス費用及びパンク修理については札幌市の負担とし、その他要する経費は受注契約者の負担とする。
- (4) リース期間（5 年（60 か月）間）には、夏タイヤ、冬タイヤとも磨耗及び劣化状況を勘案し必要に応じて新品に履き替え可能であること。また、必要に応じてバッテリー（1 回以内）、夏ワイパー（2 回以内）、スノーブレード（2 回以内）が交換可能であること。
この費用負担及び必要な作業は、受注契約者の負担とする。
- (5) 夏タイヤと冬タイヤの交換作業及びタイヤ保管は受注契約者によることとし、交換時期については、毎年度札幌市と別途協議すること。
- (6) 上記以外の車両維持管理に要する費用は、受注契約者の負担とする。

9 走行距離

月あたりの走行距離は 500～1,000km と想定されるが、これを超過した場合でもリース料の精算は行わない。

10 リース車両全損時の扱い

当該車両に係る契約は解除する。その際、過失の有無に関わらず、途中解約に係る精算は行わない。

11 租税公課・リース料率変更時の取り扱い

リース期間中に租税公課、リース料率に変更が生じた場合でもリース料金については変更を行わない。

ただし、消費税及び地方消費税については、引き上げに伴う契約事務の取扱いが示され次第、改訂契約を行う見込み。

12 納入期限及び納入場所

(1) 納入期限 令和 7 年 1 0 月 1 日(水)

(2) 納入場所 札幌市保健福祉局保健所食の安全推進課

なお、納入場所の詳細については、札幌市の指示に従うこと。

13 その他

(1) 受注者と札幌市は、借受期間満了後における借受物品の買取り又は再リースについて協議できることとする。

(2) 不明な点が生じた場合は、双方で協議するものとする。